

【周知依頼】育成労制度の主務省令に係る説明資料及び分野別運用方針案について

厚労省より育成労制度の主務省令に係る説明資料及び分野別運用方針案に関する周知のご依頼になります。

現在、令和9年4月1日から施行を予定している育成労制度の受け入れ対象分野や受け入れ見込数などを定める分野別運用方針が、有識者会議（※）で議論されています。

（※）特定技能制度及び育成労制度の基本方針及び分野別運用方針に関する有識者会議

12月23日（火）の有識者会議において、分野別運用方針案が公表されていますが、同方針案には、転籍制限期間、上乗せ基準など留意すべき事項などが定められています。来年度に監理支援機関の許可、育成労計画の認定について、施行日前申請の受付が行われる予定であることから、前広に情報共有します（分野別運用方針は（案）となりますので、第13回会議以降に、内容が変わることがあります。）。

<第12回会議>

掲載先：https://www.moj.go.jp/isa/03_00167.html

また、育成労制度の主務省令についての説明資料を出入国在留管理庁のホームページに掲載していますので、監理支援機関や育成労計画の基準など基本的な事項について確認する際に御活用いただけますようお願いいたします。

なお、育成労制度の運用要領は、来年お示しする予定です。同要領は外国人技能実習機構のホームページにて公開予定ですので、注視いただければと思います。

・ 育成労制度の主務省令 掲載先：

https://www.moj.go.jp/isa/applications/index_00005.html

上記の内容については、貴団体の会員企業へ周知いただけますと幸いです。

引き続き、育成労制度の施行に向けてご協力いただけますと幸いです。

経済産業省 製造産業局 産業機械課拝

* · * · * · * · * · * · * · *

経済産業省 製造産業局 産業機械課 総括

〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1

[TEL:03-3501-1691](tel:03-3501-1691)

* · * · * · * · * · * · *